

水力発電事業の促進による地域の活性化等に関する法律案（仮称）の概要

（文責：竹村）

法律案の目的

水源地域その他の流域の地域について、河川の流水を利用する水力発電事業の実施又は実施の促進による「**地域の活性化・活力の維持向上**」

法律案の概要

基本方針（主務大臣）

- ・ 水力発電事業による地域の活性化等の意義及び方向
- ・ 特定地域計画の作成について指針となるべき事項
- ・ 事業計画の認定に関する基本的な事項 など

特定地域計画（地方公共団体）

- ・ 水力発電事業による地域の活性化等に関する方針
- ・ 水力発電事業の概要
- ・ 地域の活性化・活力の維持向上の取組 など

+

協議会（任意）

- ・ 上記計画の作成・実施について協議

国・地方公共団体・河川管理者等から流況データ等の情報提供などの支援

協議が調った事項について尊重義務

事業計画への
国土交通大臣（P）認定

（出力千KW未満の発電）

河川法の手続緩和

河川法の手続

水利権等河川法上の許可